



憲法の観点から家庭教育支援法案を考える－平和主義としての24条、自由権、社会権に着目しながら

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 労働教育センター 公開日: 2020-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 清末, 愛砂 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10258/00010110

憲法の観点から家庭教育支援法案を考える

——平和主義としての24条、自由権、社会権に着目しながら

室蘭工業大学大学院工学研究科准教授 清末 愛砂

明文改憲構想と憲法24条

2017年5月3日、安倍首相は、①自衛隊の憲法明記、②緊急事態条項の新設、③教育の無償化、④参院選の合区解消を日本国憲法（以下、「憲法」という）の「改正」項目として提示しました。それ以降、自民党憲法改正推進本部はこれらの4項目の条文案作成に向けて、議論を重ねてきました。その一連の流れのなかで、2018年3月22日、同推進本部はついに条文案の素案（たたき台）をまとめました。また3日後の25日に開かれた党大会で、2018年度の運動方針として改憲を第一項目として掲げました。なお、この議論を通して、当初掲げら

れていた教育の無償化は「教育環境の整備」へと変わりました。そもそも、教育の無償化や参院選の合区解消は、既存の法律の改正または新法の制定により対応すべきもので、改憲を必要としない課題です。とりわけ教育の無償化への対応は、通常の立法でなしうるにもかかわらず、この段階まで実現してこなかったこと自体が問題といえるでしょう。

保守改憲勢力（民間の保守団体や保守改憲政党）は、1950年代から9条改憲による自衛軍（国防軍）の設置や緊急事態条項の新設等とともに、24条（家庭生活における個人の尊厳と両性の平等）の改憲を訴えてきました。保守改憲勢力は、24条が明確に謳う個人の尊厳や両性の平等という考え方が個人主義を助長

し、家族の絆を壊す要因になっていると考えているからです。

この動きを明確に示したものが、2012年4月27日に自民党が決定した「日本国憲法改正草案」（*1）でした。前文の全面改定案を提示し、そのなかで国民に「国と郷土を誇りと気概を持って自ら守」ること、および「和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」ことを求めました。憲法前文は、多くの場合、その国の国家観を示すものです。したがって、この改定案には自民党の国家観が明確に示されたことを意味しています。また、この前文改定案に連動し、24条の新設項案として「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなけ

ればならない」が提案されました。それは、家族内での助け合いの義務化につながる規定を憲法に盛り込むことを意味するものでした。

憲法とは公権力の暴走を防ぐために存在します。これが狭義の意味での立憲主義です。したがって、憲法のなかに義務条項と理解できるような文言を入れること自体、立憲主義の観点からすればどうして受け入れることはできません。

24条は、現在自民党が進めている改憲の対象には含まれていません。しかし、一度目の改憲に成功すると、自民党はさらなる改憲をめざすかもしれません。そのときには50年代から批判されてきた24条が、改憲項目の筆頭として掲げられる可能性が大いにあります。また、現段階においても、すでにその外堀を埋めるための関連法の制定に向けた動きが進められています。それが家庭教育支援法の制定をめざす動きです。今国会（第196国会）は、公文書改ざん事件や陸上自衛隊の日報隠ぺい問題等で紛糾しているため、法案の国会上程にはいたらないでし

よう。しかし、次の臨時国会または来年の通常国会で上程され、採択にいたるかもしれません。24条改憲問題を考える際には、この点も留意しておかなければなりません。

家庭教育支援法案と教育基本法の 共通点——愛国心の育成

2016年10月、自民党は家庭教育支援法案の素案（*2）を公表しました。2017年2月にはその修正案がつくられたと報じられています（17年2月14日付朝日新聞夕刊）。では、いったい何のために同法の制定がめざされているのでしょうか。

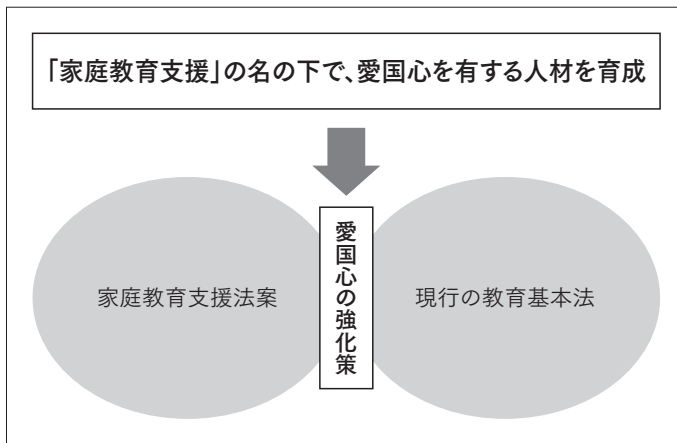
家庭教育支援法案素案1条によると、その立法目的は「同一の世帯に属する家族の構成員の数が減少したこと、家族が共に過ごす時間が短くなったこと、家庭と地域社会との関係が希薄になったこと等の家庭をめぐる環境の変化に伴い、家庭教育を支援することが喫緊な課題となつていることに鑑み、教育基本法（平成

十八年法律第二十号）の精神にのっとり、（中略）家庭教育支援に関する施策を総合的に推進すること」となっています。「家庭と地域社会との関係が希薄」という認識は、まさに先述の自民党による日本国憲法改正草案の前文で示された「家族や社会全体が互いに助け合つて国家を形成する」という考え方に呼応するものです。

現行の教育基本法（2006年改定）には、家庭教育に関する条項（10条）があります。これは、2006年の改定時に新設されたものです。同条1項は、①子の教育の第一義的責任者が父母その他保護者であることを規定するとともに、努力義務として、②これらの者が生活に必要な習慣を子につけさせること、また子の自立心の育成と心身の発達を図ることを求めています。それを受け、同条2項は、国や地方自治体に対して、保護者に学習の機会を提供する等の家庭教育支援に必要な施策を講じることを努力義務として求めています。

では、家庭教育支援法案素案1条のな

図1 ねらいは愛国心の育成



かで言及されている教育基本法の方針とは、単純に同法10条だけを意味すると解してもいいのでしょうか。この点については、注意が必要です。なぜなら、教育基本法は2006年の改定時に、教育目標の一つとして「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」こと（2条5号前半）が導入さ

れる等、愛国心に基づく教育を求めるものに変ったからです。そのような目標の下で、「家庭教育支援」と称して公権力が介入すると、子育ての意義の一つとして愛国心の育成が打ち出される可能性が出てきます。また、公権力が父母その他保護者に愛国心を植えつけるための教育のあり方を教え込んでいくことも考えられます。

このように、家庭教育支援法案（素案）と教育基本法は愛国心の育成という点で密接なつながりを有するといえるでしょう（図1）。

憲法の平和主義と家庭教育支援法案 24条の視点から

次に、家庭教育支援法問題を憲法の三大原理の一つである平和主義を構成する24条の観点から批判的に分析します。平和主義といえ、前文で言及されている「平和のうちに生存する権利」（平和的生存権）や戦争等の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を規定している9条を思い

浮かべる人が多いかもしれません。しかし、平和とは戦争や武力行使が存在しないことだけを意味するわけではありません。たとえば、ドメスティック・バイオレンス、性暴力、職場での性差別、排外主義やナショナリズムと連動するレイシズム、貧困、偏狭な愛国心の強制をとまなう教育等、さまざまな形態の暴力・差別・欠乏・抑圧に苦しんでいる人々にとってみれば、戦争や武力行使下にいるか否かにかかわらず、日常生活はけっして平和なものとはいえません。

したがって、平和主義の意味を理解するためには、平和の概念を広くとらえることが求められます。その上で、平和主義が前文や9条に加え、13条（個人の尊重）、14条（平等原則）、24条、25条（生存権）等の基本的人権にかかわる諸条項から構成されると考えることが重要です。24条は、護憲運動や平和運動関係者のなかですら知名度が高い条項とはいえませんが、9条とともに平和主義を支える大きな柱です。24条1項は、（異性間の）婚姻が両性の合意のみに基づいて成立す

ること、および夫婦が平等の権利を有することを規定しています(*3)。また同条2項は、家族に関する立法が個人の尊厳と両性の本質的平等に基づいてなされなければならないことを規定しています。

同条が謳う個人の尊厳と両性の本質的平等という考え方は、外からは見えにくい、家族内の支配関係が生み出す各種の暴力を根絶するための重要な鍵となるものです。まずはこの点から、24条が平和主義を支える重要条文であることを見出すことができます。24条は家族があらゆる暴力に依拠しない人間を育てることを求めているのです。

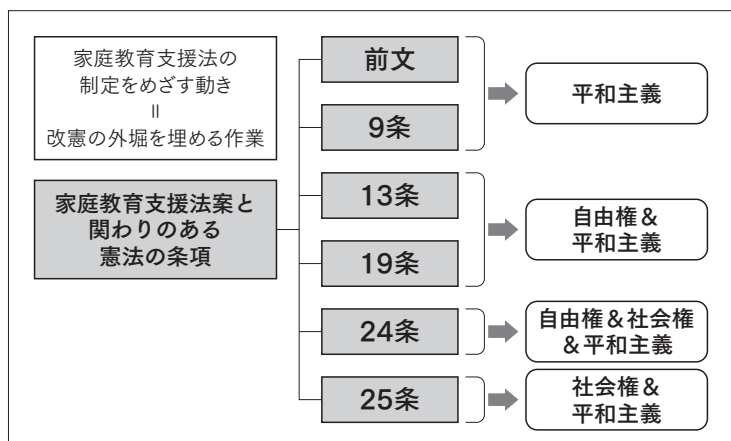
大日本帝国時代には男性優位の秩序から成り立つ家(イエ)制度が存在し、性差別的な家が同帝国の土台を支える基礎的な単位として位置づけられていました。各家には家の構成員に対する一定の権限を付与された戸主が置かれており、戸主の家督相続権は原則直系の長男が継承することになっていました。また夫婦間も平等ではなく、妻に対する支配権としての夫権(たとえば、妻の財産の管理権等)

が認められていました。しかし、このような性差別的な家制度や夫権は、現行憲法に基づいてなされた民法の大改正により廃止されました。その際の憲法上の重要根拠条文となったのが24条でした。

大日本帝国の軍事主義や戦争体制は、強い愛国心が備わった従順な臣民をつくるための皇民化教育等により支えられてきました。家制度や夫権もまたそうした体制を支えるしくみの一つでした。この観点から家制度・夫権の廃止の意義を考えると、それが愛国心の強制をともなう軍事主義の否定にあると解することができます。24条が平和主義を支える柱であることの2点目の根拠はここにあります。もう少し説明を加えるならば、同条は、家族(その形態は問わない)が軍事主義や愛国心を強制しようとする国家政策に従順に従わない人間を育てることを求めているということなのです。

先述したように、家庭教育支援法のねらいは、家庭教育を通して愛国心を有する人材を育成することにあります。こうした考え方は、まさに平和主義としての

図2 家庭教育支援法案と憲法の平和主義

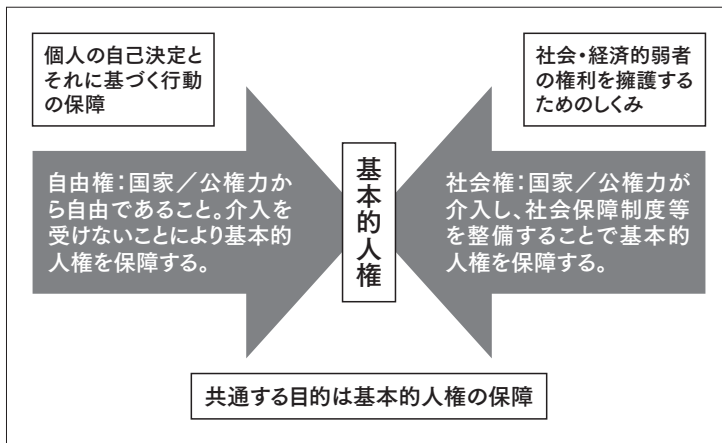


24条の精神と真つ向から対立するものといえるでしょう(図2)。

自由権・社会権と家庭教育支援法案
個人の尊重と尊厳に基づく社会

最後に、憲法が保障する自由権と社会

図3 基本的人権を保障する自由権と社会権



権の観点から家庭教育支援法案を批判的にみていきます。自由権とは、国家（公権力）が個人の領域に干渉することを認めず（国家からの自由）、自律した個人が自らの意思に基づいて自己決定できることを意味します。近代立憲主義の発展とともに確立されてきた人権の核となるも

のです。こうした個人の自己決定権を包括的に保障するために、憲法13条は個人の尊重を謳っています。

社会権とは20世紀以降に発展した人権の概念であり、国家（公権力）がたとえば、社会保障制度を整備する等の介入を図ることで（国家による自由）、社会・経済的に弱い立場に置かれているマイノリティを保護することを意味します。いくなれば、社会の周縁に置かれてきたさまざまな立場のマイノリティの人間としての尊厳を回復させることをめざすものです。憲法は社会権として、生存権（25条）、教育を受ける権利（26条）、労働基本権（28条）を規定しています。

「国家からの自由」と「国家による自由」と聞くと、自由権と社会権が対立する概念のようにみえますが、それは違います。両者の共通する目的は、基本的人権の保障にあります。一つの人格を有する個人が自由権または社会権に関する権利意識を持ち、加えてその権利を行使できる社会環境（たとえば、個人が社会規範やしがらみから解放された状態等）が

整っていれば、社会保障制度に代表される社会権を躊躇なく行使でき、また社会権を具体化するためのあらたな政策を求める声が生まれます。したがって、両者は人権概念を互いに補強する関係にあるといえるのです（図3）。

自由権の一つである精神的自由には、憲法19条が保障する思想・良心の自由が含まれます。「家庭教育支援」の名の下で、私的な領域である家族に国家（公権力）が理想的と考える画一的な家族像や、愛国心を有する人材の育成を押しつける行為は、思想・良心の自由の侵害にあたります。それは同時に、家庭生活に関する個人の意思に基づく自己決定を否定するものです。

このような主張をすると、たとえば、外から見えにくい被虐待児の保護のためには公権力の介入が必要であり、家庭教育支援はそれを促進するツールになるのでは、という声が聞こえてきそうです。被虐待児の保護というのは、広い意味での社会権の範疇にある課題として考えられるものです。その観点から考えると、

被虐待児の保護や児童虐待の防止のためには、公権力が家族に介入することは当然に認められるものです。すでに日本には被虐待児の保護に関する法律（児童虐待防止法や児童福祉法等）が制定されており、今後もこれらの個別法の下で施策の拡充が必要とされています。

しかし、家庭教育支援法案（素案）はこうした虐待事案とはかわりなく、一律に父母その他の保護者を施策の対象としています。そうであるからこそ、自由権を脅かすものになりこそすれ、社会権を保障するものにはならないのです。

このように、自由権と社会権の概念の違いを考慮せずに、家庭教育支援法と虐待事案への対応を単純に結びつけると、同法の立法目的の罫（＝家庭教育支援の名の下で愛国心を強いること）に陥ることになりかねません。それは同時に憲法24条の改憲を促進することにもつながるのです。

【注】

（＊１）自民党憲法改正推進本部「日本国憲法改正草

案」（2012年4月27日決定）は、同推進本部のホームページから読むことができる。

（＊２）自民党の家庭教育支援法案素案は、24条変えさせないキャンペーンのホームページから読むことができる。『家庭教育支援法案（仮称）』未定稿（2016年10月20日）（2017年1月13日付）

（＊３）日本で同性婚が法制化されていない理由の一つとして、24条1項の婚姻の成立要件（両性の合意のみに基づく婚姻）を指摘する声がある。しかし、24条1項はあくまで異性婚に関する規定にすぎず、同性婚を認めないとする根拠条項にはなれない。むしろ、同性婚の法制化を認める憲法上の根拠は、同条2項から導くことができるのではないだろうか。

プロフィール

清末愛砂（きよすえ・あいさ）

1972年生まれ。室蘭工業大学大学院工学研究科准教授。大阪大学大学院助手、同助教、島根大学講師を経て、2011年10月より現職。主要業績：『自民党改憲案にどう向きあうか』（現代人文社、2018年／共編）、『右派はなぜ家族に介入したがるのか—憲法24条と9条』（大月書店、2018年／共著）、『緊急事態条項で暮らし・社会はどうか—「お試し改憲」を許すな』（現代人文社、2017年／共編）等。

『女も男も』バックナンバー

2014年 春・夏 123号



特集 歴史に学ぶ 戦争体制はいかにつくられたか

いつか来た道を歩まないために。

1930年代、どのように戦争体制が形成されたのか、人々がどのように戦争協力をしていったのかをみる。

【PART 1】〈銃後の女〉への動員

【PART 2】メディアの戦争協力と「大衆」

【PART 3】思想統制と愛国心